

四日市市立三滝中学校部活動運営方針

1 部活動に関する基本的な考え方

(1) 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

(2) 部活動の位置づけ

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領(平成29年3月公示)【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

(3) 学校教育目標

・教育目標 『人を大切にする』

・目指す生徒像 『互いに支えあい、励ましあって自己および集団の願いを

積極的に実現していく生徒』

(4) 部活動目標・活動方針

《学校教育目標をふまえた部活動における目標・ねらい》……………

部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化活動に興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等

の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。また、部活動は生徒が授業で体験し、興味・関心を持ったことを更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を体育の授業で生かし、他の生徒にも広めていくこともできるものである。

部活動の目標・ねらいとして、①自主的に自分の好きな活動に参加することにより、授業に加えて、生涯において様々な活動に親しむ能力や態度を育てる。②体力の向上や心の健康の増進を一層図る。③学級や学年を離れて活動を組織し展開することにより、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育てるなどである。

このように、部活動は生徒の活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の“明るく楽しい”学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものとする。

《活動方針》・・

① 生徒の自発的・自主的な活動

教師の適切な指導のもとに、自発的・自主的な活動を展開しうるようになるとともに、全生徒が積極的に参加する活動となるようにする。単なる技術指導や結果の追求のみに終わることなく、クラス会議の観点から部活動でも、生徒たち自らが課題や問題を見つけ、それを乗り越える経験を積む場として、学校生活をより充実し、豊かにする活動であるべきである。

② 集団活動をととして公民的な資質を培う活動

個々の生徒が、集団の一員として役割を果たすことにより、明るく楽しい豊かな共同生活を営み、集団の向上・発展に寄与する力を養う。そのために、ゆとりのある部活動経営をし、生徒も教師もオーバーワークにならない様に、活動時間や活動日を設定する。

③ 教師と生徒・生徒相互の関わりを深める活動

教師と生徒及び生徒相互の関わりを基盤として活動するなかで、生徒の人格の調和的発達を狙う。また学年や学級の所属を離れた場面で、共通の興味や関心を持つ生徒と教師が、けじめのある望ましい交流を深めながら正課の教育活動のみでは得にくい、より深化した活動の展開を図る。生涯にわたって豊かな人生を継続するための基礎づくりである。

④ 実践をととして自主性を育て個性を伸長する活動

3年間を見通した指導を心がけ、得るものの多い活動にするため、教師は研鑽をつむ【指導力向上に係る研修会に参加など】。特に、短期間で活動の成果（試合に勝つなど）を求める以上に、生徒の特性・個性を見出し、全力で物事に打ち込む喜びや、充実感・情緒的経験を味わせる

2 具体的な指導

（1）部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

① 年間活動計画の作成

- ・ 年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に4月中に提示する。
- ・ 大会やコンクール等へは、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担の観点から、年間を通して精査し、参加する。

② 月間活動計画の作成

- ・ 年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受け、生

徒・保護者に前月中に提示する。

(2) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通りとし、確実に実施する。

【休養日】1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日に設定をする。

① 平日の休養日について

- ・平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週2日間の休養を取らせる）
- ・平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、部活動単位で決定することも可とする。
- ・休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きよその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- ・大会やコンクール等の前週の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設ける。
- ・3日以上以上の休日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定する。

③ 長期休業中の休養日について

- ・1週間のうち、2日を休養日とする。

【活動時間】

① 平日の活動時間について

- ・放課後の練習は、2時間以内とする。やむを得ず活動時間が2時間を超える場合は、校長の承認を得る。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮する。
- ・**朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得る。また、練習開始時間は、7時30分以降とし、生徒や家庭の過重負担とならないように十分配慮して、必要に応じて個別に対応する。**

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）

- ・原則、**3時間程度**とする。
- ・活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が**3時間を大幅に超える場合は、校長の承認を得る。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮する。**

(3) 事故防止と安全管理

① 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努める。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設ける。

② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底する。

③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施する。なお、使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施する。

④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取る。

(4) 保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得る。
- ② 学校ホームページや部活動便り等により、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をする。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得る。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行う。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をする。
- ⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明をする。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組む。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努める。

3 その他の留意事項

(1) 設置部活動

【体育系部活】野球部、ソフトボール部、サッカー部、※ソフトテニス（男子）部、※テニス部、柔道部、バスケットボール部、バレーボール部、卓球部
※2019年度よりソフトテニス部への新入生入部を停止し、テニス部への男子の入部を開始する
【文化系部活】音楽部、コンピュータ部、創作部

(2) 設置基準

・部の成立条件は、試合成立数をみたしている場合とする。条件を満たさなかった場合、職員会議で検討する。

(3) 入部と退部および転部

・部活動は希望者のみ所属するが、できるだけいずれかの部に所属し、基本的に3年間その部で活動することが望ましい。入部希望者は、保護者の承認の下に入部届を提出し、顧問の了解を得る。年度途中で退部、転部するときには、担任と顧問に事前に相談し、必要な手続きをとる。

・**設置外部活動承認の規定** 7日間のうち、校外での活動が3日以上であること

(4) 顧問

・原則全教員がいずれかの顧問を担当する。

・外部指導者については、該当部活動顧問は、学校長の許可のもとで、職員会議に提案し、承認を得る。

・大会の引率については、全教職員で協力して対応する。

(5) 経費

・部活動予算を計画的に支出し、適切な予算管理を行う。

・生徒の旅費や大会参加費等の規定に従う。

・ユニフォームの購入については規定により、順番を決めて購入していく。

(6) 練習時間

・月別完全下校時間の一覧表

(活動場所により、時間割り当てがあるので活動できる最大限の時間を示す。)

期間	終了時刻	完全下校時刻
4月	17:45	18:00
5月～8月	18:00	18:15
9月1日から敬老の日	17:45	18:00
敬老の日から9月30日	17:30	17:45
10月～新人戦終了	17:15	17:30
新人戦後～1月7日	16:30	16:45
1月10日～1月末	16:45	17:00
2月	17:00	17:15
3月	17:30	17:45

・定期テスト期間

定期テストの期間は、1週間前からテスト終了までの間は活動を原則として行わない。但し、大会などでテスト期間中に活動をする必要がある場合は、人数・時間・内容について精選した上で、提案し協議の上で活動を認める。

(7) 活動場所

・各活動の活動場所は下記のとおりとする。

- グラウンド（雨天時：校舎内）⇒野球部・ソフトボール部・サッカー部
- テニスコート（雨天時：校舎内）⇒テニス部、ソフトテニス部
- 体育館⇒バスケットボール部・バレーボール部・卓球部
- 武道場⇒柔道部 ●音楽室⇒音楽部 ●コンピュータ室⇒コンピュータ部
- 図書室または調理室⇒創作部

・部室、更衣場所、活動中の荷物の管理について等

【部室】・・・野球部、ソフトボール部、サッカー部、ソフトテニス部、テニス部については指定のクラブハウスを利用し、その他のクラブは活動場所の指定の部屋とする。

【活動中の荷物の管理】 各部活動の活動場所にて管理をする。

(8) 対外試合

・生徒への配慮とともに、保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合を精選し、計画的に参加する。

・部活動顧問による自家用車等で生徒を送迎することは一切認めない。